



「〇〇ペイで返金」は詐欺かも！



ネット注文の商品が届かず、欠品のため返金すると連絡があり、指示どおり入力したが、返金されるはずが送金してしまった、という相談です。

- ① 「〇〇ペイで返金します」は、詐欺を疑って
- ② 個人口座への振込、電子マネー支払は、詐欺を疑って
- ③ 希少品が入手可能、格安ブランド品は、詐欺を疑って

注文前に、事業者名・所在地・電話番号、返品や解約の条件をよく確認しましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

【相談件数が急増した商品役務】

●戸建住宅(3月13件 → 4月26件)

相談

賃貸住宅の管理会社から、24時間サポート月2千円が必須になったと通知が来た。サポート内容は、雨漏り、テレビ・暖房が点かない、カギ紛失、窓の立て付け不良などの対応とのこと。家主が負担すべき項目もあり、サポートの必要性を感じないが、必ず加入しなくてはならないだろうか？

助言

基本的には賃貸借契約書の内容が有効で、一方的に契約内容の変更を行うことはできません。納得できない追加費用には合意できないと伝えて、話し合うことをお勧めします。日本賃貸住宅管理協会、宅地建物取引業協会の不動産無料相談所でも相談できます。合意していないのに、一方的に口座振替でサービス料金を引き落とされた場合は、不当請求に当たると考えられます。無料法律相談で法的な見解を聞いた上で、管理会社と話し合うよう助言しました。



しつこい訪問販売に困っていませんか？

訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反です。ご希望される方は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。